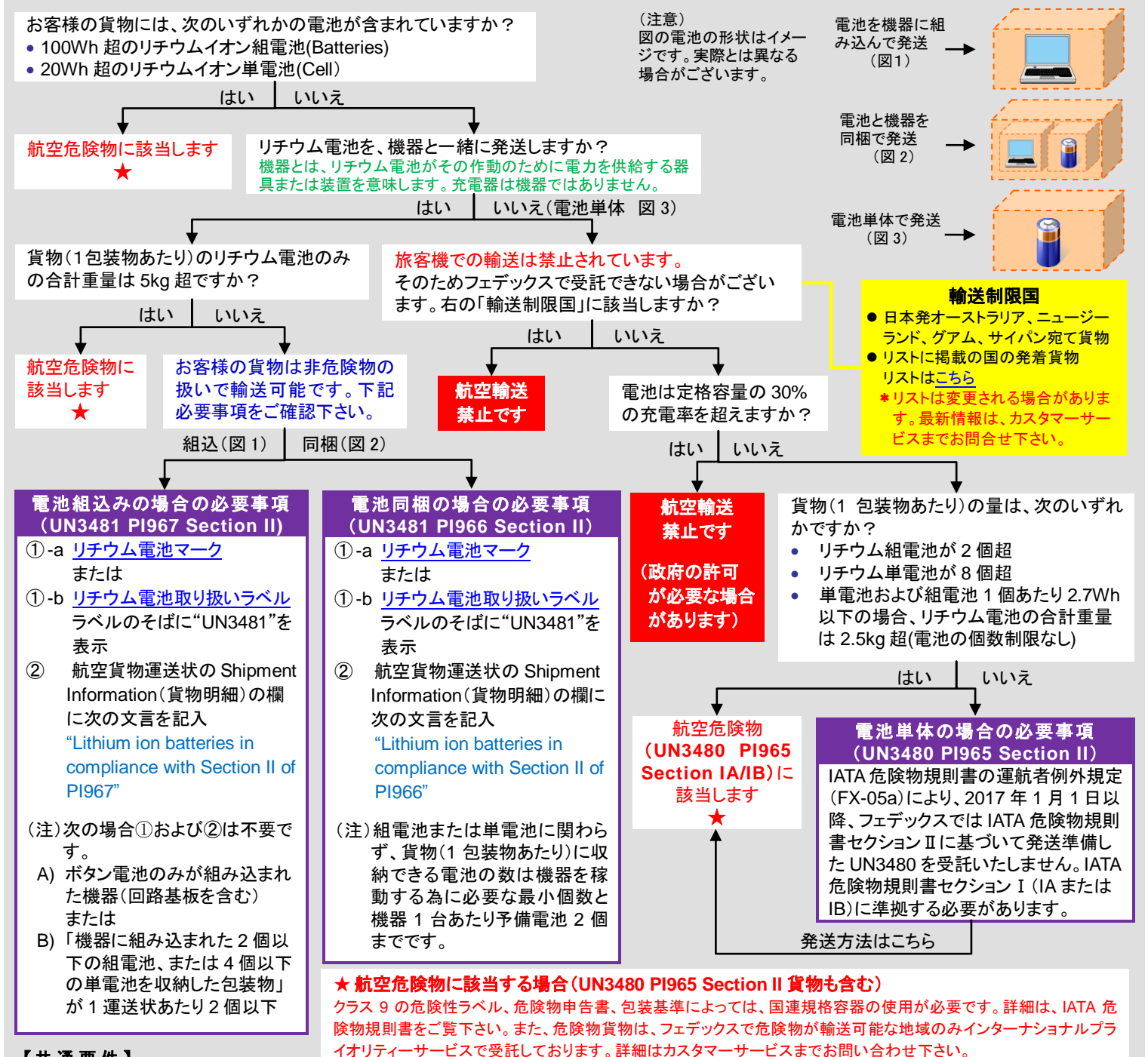


リチウムイオン電池(リチウムポリマー電池を含む)を発送する場合

お客様の貨物に含まれるリチウムイオン電池の内容により、発送方法が異なります。まずは発送される電池の規格をお客様ご自身でご確認いただいた上で、下記のご案内に基づき、適切な手順でご発送くださいますようお願いいたします。



【共通要件】

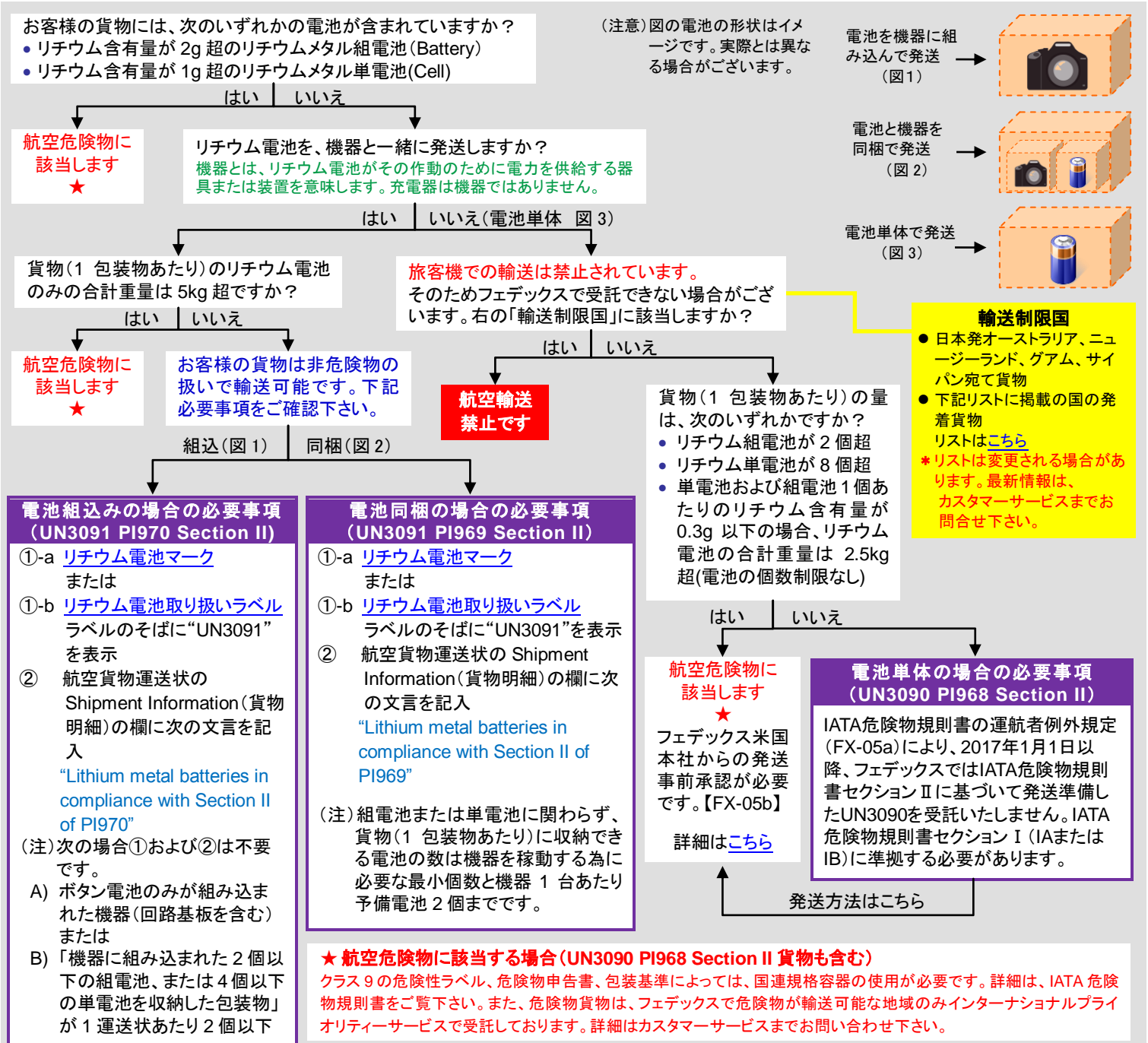
- 不良品や破損している電池、廃棄用電池、リサイクルまたは処分のために輸送される電池は輸送できません。【特別規定 A154、A183、運航者例外規定 FX-04e】
- 修理のため電池が内蔵された電子機器を送る際は、危険な熱、火災、短絡を発生する可能性のある場合、電池を取り外して出荷する必要があります。
- 全ての包装基準の全てのリチウム電池 (Section I, IA, IB および II) は、以下の分類/区分の危険物と同一の包装物に収納して輸送することはできません。区分 1.4、区分 2.1、第3分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2 および第8分類ならびに貨物機専用ラベルが貼付された区分 2.2。当該規定は同梱(All Packed in One)、オーバーバックおよび、同梱/オーバーバックの組み合わせを含みます。
例外: 温度管理機器(Temperature control devices)に Section II のリチウム電池のみが含まれるもの。包装物には、リチウム電池マークまたはリチウム電池取り扱いラベルも求められない ELB (Section II のリチウム電池の弊社危険物取り扱いコード) で、弊社自動化機器で選別されないもの。【FX-05c】
- リチウム電池を含む貨物の外装容器は、1.2メートルの落下試験に合格している必要があります。(UN3481 PI967 Section II は対象外)
- フェデックスエンベロープ、フェデックスバックはご使用になれません。強固で頑丈な外装容器で包装してください。
- 輸送中に機器が容器内で移動しないように固定し、電池はショートや加熱を防ぐよう梱包し、機器が誤作動しないようにスイッチを保護してください。詳細は、最新の IATA 危険物規則書、及び IATA が発行するリチウム電池ガイドスドキュメントをご参照下さい。
<http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Pages/lithium-batteries.aspx>

発送可否、及び必要な通関書類は国によって異なる場合があります。詳細はカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

【ご注意】フェデックスでは、適切なトレーニングを受けた荷送人にお役立ていただくガイドラインとしてご使用いただくため、ご参考までに本資料を提供しています。フェデックスは、本資料の変更、誤記、漏れ又は誤解によって生ずる損失又は損害について一切責任を負いません

リチウム金属電池(リチウム合金電池を含む)を発送する場合

お客様の貨物に含まれるリチウム金属電池の内容により、発送方法が異なります。まずは発送される電池の規格をお客様ご自身でご確認いただいた上で、下記のご案内に基づき、適切な手順でご発送くださいますようお願いいたします。



【共通要件】

- 不良品や破損している電池、廃棄用電池、リサイクルまたは処分のために輸送される電池は輸送できません。【特別規定 A154、A183、運航者例外規定 FX-04e】
- 修理のため電池が内蔵された電子機器を送る際は、危険な熱、火災、短絡を発生する可能性のある場合、電池を取り外して出荷する必要があります。
- 全ての包装基準の全てのリチウム電池 (Section I, IA, IB および II) は、以下の分類/区分の危険物と同一の包装物に収納して輸送することはできません。区分 1.4、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2 および第 8 分類ならびに貨物機専用ラベルが貼付された区分 2.2。当該規定は同梱 (All Packed in One)、オーバーパックおよび、同梱/オーバーパックの組み合わせを含みます。
例外: 温度管理機器 (Temperature control devices) に Section II のリチウム電池のみが含まれるもの。包装物には、リチウム電池マークまたはリチウム電池取り扱いラベルも求められない ELB (Section II のリチウム電池の弊社危険物取り扱いコード) で、弊社自動化機器で選別されないもの。【FX-05c】
- リチウム電池を含む貨物の外装容器は、1.2メートルの落下試験に合格している必要があります。(UN3091 PI970 Section II は対象外)
- フェデックスエンベロープ、フェデックスパックはご使用になれません。強固で頑丈な外装容器で包装してください。
- 輸送中に機器が容器内で移動しないように固定し、電池はショートや加熱を防ぐよう梱包し、機器が誤作動しないようにスイッチを保護してください。詳細は、最新の IATA 危険物規則書、及び IATA が発行するリチウム電池ガイドラインドキュメントをご参照下さい。
<http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Pages/lithium-batteries.aspx>

発送可否、及び必要な通関書類は国によって異なる場合があります。詳細はカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

【ご注意】フェデックスでは、適切なトレーニングを受けた荷送人にお役立ていただくガイドラインとしてご使用いただくため、ご参考までに本資料を提供しています。フェデックスは、本資料の変更、誤記、漏れ又は誤解によって生ずる損失又は損害について一切責任を負いません

リチウム電池マーク

リチウム電池マーク/ Lithium Battery Mark



図 1

上のマーク(最少寸法: 120X110mm)は、このままカラープリンターで印刷してご利用できます。印刷する際は、印刷の設定項目「ページの拡大/縮小」を「なし」にご設定下さい。

なお、このデータを使用して生じた損害などの責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

【最少寸法】

マークは斜線ハッチングがついた長方形でなければならない。
マークは最少寸法が 120mm(幅)X110mm(高さ)で、ハッチングの最小幅は 5mm であること。
梱包物のサイズ上の要請から、寸法を幅 105mmX高さ 74mm までに縮小しても良い。

【色】

ハッチングは赤でなければならない。コントラストのある下地に文章およびシンボルは黒。

【記入項目】

マークは以下を表示しなければならない。尚、国連番号は最低限高さ 12mm とすることが望ましい。

● 該当する国連(UN)番号

- リチウムイオン電池のみ単体の場合: **UN3480**
- リチウム金属電池のみ単体の場合: **UN3090**
- 機器に組み込まれた、または機器と一緒に同梱されたリチウムイオン電池の場合: **UN3481**
- 機器に組み込まれた、または機器と一緒に同梱されたリチウム金属電池の場合: **UN3091**
- 包装物に異なる国連番号が割り当てられるリチウム電池を収納する場合、全ての該当する国連番号を 1 つ以上のマークに表示

● 追加情報の連絡先電話番号

記入例



リチウム電池取り扱いラベル/ Lithium Battery Label (旧来のラベル)



図 2

注:

包装基準 965 および 968 の Section IB および包装基準 965 から 970 の Section II に従って準備されたリチウム電池を収納する包装物には図 1 で表示されたリチウム電池マークを貼付しなければなりません。但し、上記の図 2 のリチウム電池取り扱いラベルは 2018 年 12 月 31 日まで継続して利用可能です。危険物に該当する Section I、IA または IB の貨物は、Class 9 および/または CAO ラベルが必要です。詳細は、最新の IATA 危険物規則書をご参照ください。

【最少寸法】 ラベルは最少寸法が幅 120mmX 高さ 110mm でなければならない。ただし、梱包物がより小さいラベルしか貼付できない寸法の場合、リチウム電池を収納した包装物に、幅 105mmx 高さ 74mm のラベルを使用することができる。

【色】 ラベルの枠線は赤色の斜線ハッチングであること。
コントラストのある下地に文章およびシンボルは黒。

【記入項目】 次の項目をご記入下さい。

● 該当する電池の種類 (ラベルの * の箇所に記入する。)

- リチウムイオン電池の場合: **Lithium ion battery**
- リチウム金属電池の場合: **Lithium metal battery**
- 両方の電池が貨物に含まれる場合: **Lithium metal and Lithium ion batteries**

● 追加情報の連絡先電話番号 (ラベルの xxx.xxx.xxxx の箇所に記入する。)

● 該当する国連(UN)番号 (運航者例外規定 FX-05d により、包装物に記入する。ラベルのそばに表示すること。)

リチウムメタル電池の発送手順

リチウムメタル電池(一次電池で再充電不能電池)の発送手順 UN3090 完全に規制対象(包装基準968 セクションI)の場合

2015年1月1日付で、国際航空運送協会(IATA)及び国際民間航空機関(ICAO)の規制によりリチウムメタル電池の旅客機での輸送が禁止されたことに伴い、フェデックスで受託可能なリチウムメタル電池の仕向地に制限が付される場合がございます。

フェデックスでは UN3090の貨物を弊社で危険物輸送可能地域のみ国際プライオリティサービスで受託しております。しかしながら、旅客機搭載が必要な経路によっては、当規制によりお荷物を荷送人に戻す必要がある場合がございます。

UN3090リチウムメタル電池セクションIA とセクションIB を発送するにあたって、荷送人は、米国フェデックス 危険品担当 (FedEx Express Dangerous Goods Administration)の事前承認を得て頂く必要があります。

【ご注意】2017年1月1日以降、新規フェデックス運航者例外規定により、フェデックスでは IATA 危険物規則書セクション II に基づいて発送準備したリチウム電池 UN3090 を受託いたしません。今後は、UN3090 のリチウム電池は、IATA 危険物規則書セクション I (IA または IB) に準拠する必要があります。クラス 9 の危険物に完全に準拠し、弊社米国本社の事前承認が必要となりますのでご注意ください。尚、あらかじめ、UN3090 セクション II リストで事前承認されたお客様は、自動的に UN3090 セクション I リストに移行されます。

事前承認取得の手続き

完全に規制対象となるリチウムメタル電池セクションIを発送するにあたって、米国フェデックス 危険品担当 (FedEx Express Dangerous Goods Administration)の承認審査のために、荷送人は次の情報を必ずご提供ください。

1. フェデックス・アカウント番号
2. 会社名および詳細な住所(米国以外の国からご依頼いただく場合には国名も必要です)
3. 連絡先担当者の氏名および電話番号(事前承認に関する質問がある際に使用します)
4. 申請する事前承認の種類(例: Fully regulated UN3090、Primary non-rechargeable Lithium Metal Batteries)
5. 梱包した内容物の詳細説明およびデジタル写真または図。また、梱包方法について、ショート防止のために、電池の端子と他のリチウム単電池または組み電池(もしくは金属など電気伝導性物質製の品物はすべて該当)との接触を防止する措置が講じられていることが求められます。
6. UN Manual of Tests and Criteria, Part III, Subsection 38.3の試験要件に合致している事を証明する書類

上記の情報は、こちらのメールアドレス(UN3090preapprovalrequest@fedex.com)宛てに送信提出してください。送信先は米国フェデックス危険品担当のため、情報は必ず英文でご提出ください。フェデックスからご返答を差し上げるまで、2営業日ほど要しますのであらかじめご了承ください。

Eメールのご利用が不可能な場合には、フェデックス・カスタマーサービス(0120-003200)までお電話いただければ、その他の承認申請の方法につきまして、ご相談させていただきます。

ご注意:

本資料は、2018年度 IATA Dangerous Goods Regulations (IATA 危険物規則書)に基づきリチウム電池についての出荷要件の概要を提供するものにとどまり、出荷に関する完全な情報を提供するものではありません。出荷する製品の包装基準及び適用される全ての特別規定は別途ご確認ください。

フェデックスでは、適切なトレーニングを受けた荷送人にお役立ていただくガイドラインとしてご使用いただくため、ご参考までに本資料を提供しています。本資料は、連邦、州又は政府の要件を変更したり、満たしたり、またそれらに影響を及ぼしたりするものではありません。本資料に含まれる情報は、政府の規制変更に伴い変更される場合があります。フェデックスは、本資料の変更、誤記、漏れ又は誤解によって生ずる損失又は損害について一切責任を負いません。